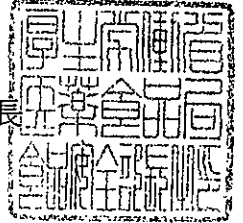


食安発0827第2号
平成21年8月27日

各
〔 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 〕 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長



「特定保健用食品（規格基準型）制度の創設に伴う規格基準の設定等について」
の一部改正について

特定保健用食品（規格基準型）の規格基準については、「特定保健用食品（規格基準型）制度の創設に伴う規格基準の設定等について」（平成17年7月1日付け食安発第0701007号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）及び「特定保健用食品（規格基準型）の成分規格の一部改正等について」（平成18年7月21日付け食安発第0721001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）により通知したところであるが、今般、血糖値に関する難消化性デキストリンについて、新たな保健の用途として十分な許可実績が認められたことから、特定保健用食品（規格基準型）として下記のとおり新たに定めることとしたので、貴管下関係者に対する周知徹底をはじめ、その運用に遺憾のなきよう取り計らわれない。

なお、別添のとおり、改正後の別表を添付するので、業務の参考とされたい。

記

特定保健用食品（規格基準型）制度の創設に伴う規格基準の設定等について（平成17年7月1日付け食安発第0701007号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知。以下「部長通知」という。）の一部を次のように改める。

別表に次のように加える。

	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
区分	関与成分	一日摂取 目安量	表示できる保健の用途	摂取上の注意事項
Ⅲ（食物 繊維）			食物繊維（難消化性デキストリン）の働きにより、糖の吸収をおだやかにするので、食後の血糖値が気になる方に適して	血糖値に異常を指摘された方や、糖尿病の治療を受けておられる方は、事前に医師などの専門家にご相談の上、お召し上がり下さい。

難消化性デキストリン (食物繊維として)	4 g ~ 6 g ^{*1}	います。	摂り過ぎあるいは体質 ・体調によりおなかが ゆるくなることがあります。 多量摂取により疾病が 治癒したり、より健康 が増進するものではありません。
-------------------------	-------------------------	------	--

※1：1日1回食事とともに摂取する目安量

なお、1及び2による改正後の部長通知の(別添)の(別表)は、別紙のとおりであること。

別表

	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
区分	関与成分	一日摂取目安量	表示できる保健の用途	摂取上の注意事項
I (食物繊維)	難消化性デキストリン(食物繊維として)	3g~8g	〇〇(関与成分)が含まれているのでおなかの調子を整えます。	摂り過ぎあるいは体質・体調によりおなかがゆるくなることがあります。 多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。 他の食品からの摂取量を考慮して適量を摂取して下さい。
	ポリデキストロース(食物繊維として)	7g~8g		
	グアーガム分解物(食物繊維として)	5g~12g		
II (オリゴ糖)	大豆オリゴ糖	2g~6g	〇〇(関与成分)が含まれておりビフィズス菌を増やして腸内の環境を良好に保つので、おなかの調子を整えます。	摂り過ぎあるいは体質・体調によりおなかがゆるくなることがあります。 多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。 他の食品からの摂取量を考慮して適量を摂取して下さい。
	フラクトオリゴ糖	3g~8g		
	乳果オリゴ糖	2g~8g		
	ガラクトオリゴ糖	2g~5g		
	キシロオリゴ糖	1g~3g		
	イソマルトオリゴ糖	10g		

Ⅲ(食物繊維)	難消化性デキストリン(食物繊維として)	4g~6g ^{※1}	食物繊維(難消化性デキストリン)の働きにより、糖の吸収をおだやかにするので、食後の血糖値が気になる方に適しています。	血糖値に異常を指摘された方や、糖尿病の治療を受けておられる方は、事前に医師などの専門家にご相談の上、お召し上がり下さい。 摂り過ぎあるいは体質・体調によりおなかがゆるくなる場合があります。 多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。
---------	---------------------	---------------------	--	--

※1:1日1回食事とともに摂取する目安量